

安全運転管理規定

NPO 法人はあとぴあ 21

送迎車両を運転する場合は、下記の点に注意するとともに、道路交通法を遵守し、十分な安全意識を持って運転をするように気をつける。

★「運転免許証」と「携帯電話」を必ず携行する。

★乗車前に車両を一周し、パンク等の異常がないかを確認し、乗車する。

★児童を同乗させる場合は、シートベルトの着用を確認し、スピードの出し過ぎ等無理な運転はせず、「命を預かっている意識」を持って運転する。

★児童を同乗させる場合には、必ず「送迎確認表」でのチェック及び提出をする。

★時間に余裕を持った行動を心がける。

★事業所の看板を背負っていることを意識し、他の模範となる運転を心がける。

★事故など不測の事態には、事業所に連絡し、指示を仰ぐ。

★軽微なキズ等も必ず事業所に届け出る。

★交通違反キップを受けた場合には、事業所に届け出る。

★ガソリンが 1/4 以下になっている場合には、給油又は報告をする。

★運転免許証の更新があった場合には、事業所へコピーを提出する。

また送迎をする場合には、管理者などから送迎運転手に、(1) 迎えや送りの送迎開始時間、(2) 送迎ルート、(3) 乗車・下車する児童名、(4) 注意事項などを、口頭及び「送迎確認表」などを使って説明する